神戸女子大学大学院健康栄養学研究科 設置の趣旨等を記載した書類

目次

1.	設置の趣旨及び必要性	p.1
2.	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	…р.6
3.	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	…р.6
4.	教育課程の編成の考え方及び特色	···p.7
5.	教員組織の編成の考え方及び特色	…р.9
6.	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	···p.10
7.	施設・設備等の整備計画	···p.13
8.	既設の学部との関係	···p.15
9.	入学者選抜の概要	···p.16
10.	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	···p.17
11.	管理運営	···p.18
12.	自己点検・評価	···p.18
13.	情報の公表	···p.19
14.	教育内容等の改善のための組織的な研修等	···p.20

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人行吉学園神戸女子大学の沿革と現状

学校法人行吉学園は、昭和 15 年に神戸新装女学院を設置したことからスタートした。当時我が国は日中戦争の最中であり、女性の特性を活かして衣服の生産活動に従事することで社会に貢献し、また戦争未亡人など女性一人ひとりの手に職をつけることで自立を促すことが開学の最大の目的であった。神戸新装女学院(昭和 15 年開設)で被服教育を始めた後の行吉学園の歴史は、昭和 25 年に神戸女子短期大学を設置して、被服、栄養、初等教育関係の学科を順次展開した。その後昭和 41 年に神戸女子大学を開設して家政学部を設置し、昭和 44 年に文学部、昭和 59 年に大学院家政学研究科、昭和 61 年に大学院文学研究科、平成 18 年に健康福祉学部を設置してきた。なお、平成 27 年 4 月から看護学部を開設した。

(学校法人行吉学園の構成)

平成27年4月現在

学校	学部・研究科	学科・専攻				
	文学部	日本語日本文学科、英語英米文学科、 神戸国際教養学科、史学科、教育学科				
神戸女子大学	家政学部	家政学科、管理栄養士養成課程				
₩	健康福祉学部	社会福祉学科、健康スポーツ栄養学科				
	看護学部	看護学科				
神戸女子大学	文学研究科	日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、 教育学専攻				
大学院	家政学研究科	食物栄養学専攻、生活造形学専攻				
神戸女子短期大学	養学科、幼児教育学科					
神戸女子大学附属 高倉台幼稚園	_					

学校法人行吉学園は、現在の学部・学科構成からも解かるとおり、女性の特性を活かして「人々の健康な暮らしと文化」に貢献できる分野を中心に展開してきており、時代とともに社会が必要とする人材の変化に対応してきた。近年では、平成 18 年に健康福祉学部を設置し、これも本格的な超高齢社会を迎えて介護予防、健康づくりが国民的課題となり、一方で少子高齢化に対応した新しい文化・福祉の発展と創造の拠点としての役割が大学に求められるようになってきたことから、「福祉」と「健康」という2つの要素を統合した理論的・実践的能力を備えた人材の育成を図ろうとするものである。さ

らに、平成 27 年 4 月に開設した看護学部では、超高齢社会を迎え、在宅での医療サービスを受ける人が増えてきた昨今の状況と、生活習慣病などの検診や保健指導へのニーズも高まっている現状を鑑み、それらの役割を担う看護職要請が高まってきたことから、専門知識と看護実践を統合した総合実習を積極的に行い、かつ、さまざまな病院などで各領域、資格に応じた臨地実習を実施し、患者さんとのあたたかな人間関係を築ける看護職の育成を目指したものである。

(2) 建学の精神

学校法人行吉学園の建学の精神は、「本学園の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある。」であり、現在でもこの精神に基づき、学生一人ひとりに愛情をもって丁寧な指導を行うことで、女性の特性を活かし社会に貢献できる自立した人間を育成することを目指している。また、建学の精神を実践するために「自立心・対話力・創造性」を培うことをモットーとしており、社会において、独立した責任ある人間として行動できる自立心をもった女性を育てる(自立心)、相手の心をよく理解し、自分の意志をしっかり伝える能力をもった対話力にすぐれた女性を育てる(対話力)、自分の力で発想し、自らの力で問題を解決することができる、創造的な思考能力をもつ女性を育てる(創造性)教育を行っている。

(3)健康福祉学部の理念

健康福祉学部は、健康と福祉という二つの要素を統合した理論的・実践的能力を備えた有為な人材の育成を目指している。加速する高齢化社会の中で健康や福祉ニーズは高まり、医療施設におけるチーム医療の一員として、疾病ならびに障がいをもった方への栄養指導、健康増進や維持を目的としたスポーツ施設等での栄養指導、福祉専門職や教育機関での福祉教育さらには、介護サービスなど、子どもから高齢者・障がい者まで福祉ニーズは社会のあらゆる場面に広がっている。健康福祉学部はそうした新しい時代の社会的要求に応えるために健康と福祉を有機的に連携させ、ただ生きるのではなく、より健康で生き生きとした暮らしを手に入れるための人間関係の仕組み・在り方を科学的に追究する学部であり、健康福祉問題を的確に捉え解決しうる実践的応用能力を身に付けた健康・福祉の専門家養成を目指している。

(4) 健康栄養学研究科健康栄養学専攻設置の趣旨及び必要性

① 背景

健康は人の幸せの基盤をなすものであり、「健康で人間らしい生活をして長生きしたい」これが人類の最も大きな欲求であり、この欲求を満たすためには、バランスのとれた食事が主幹であり、それと併せて適度な運動、適切な休養、病気の予防・治療、介護福祉が扶持の役割を担うことになる。健康寿命を延ばし、生活の質を向上させるためには、病気や要介護状態にならないうちに、日頃から食事をベースにした健康を維持管理する生活習慣を身に付けることが大切であり、そこに必要となってくるのは、健康を構成する様々な要素を縦割りではなく包括的にマネージメントできる人材であると考える。

現在、日本国内で行われている各種調査の一つとして、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指す「第4次国民健康づくり対策(21世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21 (第2次))」が展開されており、健康寿命の延伸が喫緊の課題であるとされている。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味しており、この期間を短くすることが重要な施策の一つである。平均寿命と健康寿命の差は、平成 22 年で、男性 9.13 年、女性 12.68 年になっている(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会「健康日本 21 (第2次)の推進に関する参考資料」p25、平成 24 年 7 月)。さらに、平均寿命は、平成 13 年と平成 22 年を比べると男性は 1.48 年、女性は 1.37 年延びているが、健康寿命については、平成 13 年と平成 22 年を比べると男性は 1.02 年、女性は 0.97 年しか延びておらず、平均寿命の延伸とともに「健康な期間」だけでなく「不健康な期間」も延びていることが特に問題視されている。つまり、平均寿命が延びる以上に健康寿命を延ばす(不健康な状態になる時点を遅らせる)ことが、個人生活の質(QOL)の低下を防ぐ観点や、社会的負担・医療費軽減の観点から重要である。

本学が設置されている兵庫県の平均寿命は、男性で全国 24 位、女性に至っては 35 位である。また、大阪府は男性で全国 41 位、女性で 39 位と平均レベルにも到達していない。また、健康寿命に関しても兵庫県では男性が全国 35 位、女性は 37 位となっており、大阪府では男性が全国 44 位、女性は 45 位と全国でも下位に位置している(平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」)。兵庫県や大阪府は、加齢とともに高い QOL で健康に健やかに過ごすことができる人が少ないことが示されており、健康寿命の向上は重要な課題である。また、兵庫県の健康寿命関連指標では、男女ともに「平均余命」が伸びれば「健康な期間」も延びると推測されている。しかし、男性の場合は「健康な期間」が延びれば「不健康な期間」が短縮すると推測されるが、女性の場合は、「平均余命」が伸びると「不健康な期間」も延びると推測されるという結果が出ている(兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センター研究報告第 4 号、平成 25 年)。

兵庫県健康づくり推進実施計画の中では、健康づくりに関する様々な報告を行っているが。その中で、健康寿命の延伸を考える上で重要な生活習慣の評価として、野菜摂取量と歩数の比較が報告されており、兵庫県の結果は表1のようになる。生活の中での運動(1日の歩数)は全国1位であるにもかかわらず、食生活における野菜の摂取量が低く、兵庫県内では偏った食生活を送っている人が少なくないことを意味し、生活習慣病の患者数が多い原因の一つと考えられている。つまり、食と運動が上手くリンクできておらず、アンバランスな生活習慣が根付き、健康的生活を送ることが難しくなっている地域であるともいえる。

表 1 兵庫県の生活習慣の評価

	1日あたりの野菜摂取量	1日あたりの歩数
男性	287 g(全国 34 位)	7964 歩(全国 1 位)
女性	278 g(全国 27 位)	7063 歩(全国 1 位)

平成 22 年国民健康・栄養調査及び国民生活基礎調査

② 必要性

以上のような背景により、「健康で人間らしい生活をして長生きしたい」という人類の最も大きな欲求を満たすために特に本学が置かれている地域においては、食と運動を上手く健康生活にリンクさせていく必要性が高いと言える。つまり、栄養学に造詣が深く、体を動かすというメカニズムに基づく運動指導ができ、かつ福祉マインドをもつ人材育成が急務であり、研究者と高度の専門的職業人を育てることが社会的貢献として最も重要なことである。さらには、健康の維持・増進は一部の地域という狭い視野だけにとどまらず、世界的な視野でも考えていかなければならない問題でもある。

本研究科では、栄養学を中心に据え、「健康」をキーワードにした横断的な研究を行うことを目指している。つまり、人間栄養学の見地から、健康維持・健康増進・介護予防などための「食(栄養)」のあり方について、研究・教育し、「運動(スポーツ)」、「食生活」や「福祉」的要素も含めた体系とする。主として健康人(小児・成人・妊産婦・高齢者・アスリートなど)を対象とした実践的な能力をもつ人材、あるいは研究のできる人材を輩出する。また、日本国内のみならず、広く国際社会において、人生を楽しむために必要な「食および食に関わる要素」について、栄養学をベースにした、理論と実践(実験・調査)の両面から人々の健康長寿に貢献できる高度の専門的職業人を養成する。また、本学では他に家政学研究科食物栄養学専攻が既に設置されている。家政学研究科食物栄養学専攻は、食物の栄養学的研究、即ち食物の栄養機能特性の科学的研究などを通じて得られた成果や学んだ手法から、病院や施設の現場に寄与する人材、及び研究能力を備えた人材を養成することが主たる目的であり、設置する健康栄養学研究科とは上記のとおり人材養成に相違がある。

本研究科の直接母体は、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科であり、健康福祉学部内に併設されている社会福祉学科の教員の知識も本研究科に導入することが可能となり、あくまでも栄養を中心とし、運動と福祉を絡めて人々が幸せに生活を送るための横断的研究がより深く専門的に学べるよう設置することとした。また、上記のような現代社会の抱える多様な健康問題を解決し、人々の健康に貢献できる横断的研究を行うためには、食物栄養学専攻のカリキュラム・設備・装置等では対応しきれないため、新しく本研究科を立ち上げることを構想した。

(5) 健康栄養学研究科健康栄養学専攻の教育研究上の理念と目的

本学園では、健康を追究するにあたり、健康を構成する主要な要素である「栄養」と「運動・スポーツ」とに着目し、本学園において 40 年以上の学問的蓄積のある栄養教育をベースに、運動・スポーツの科学的かつ実践的学習を加え、我が国の健康を支える人材の輩出を目指すため、本研究科の直接母体である「健康福祉学部健康スポーツ栄養学科」を平成 21 年に設置した。学科設立後約 6 年が経ち、健康づくり(体力づくり)のための新しい運動指針に対応した栄養指導、疾病や障がい予防のための栄養管理、介護分野での栄養マネジメント、食材資源と環境対策、需要増の中食・外食等の食品産業への栄養指導、少子高齢化社会に対応する栄養指導等、人々の栄養に関わる仕事の役割がより明確に浮き彫りになってきた。特に高齢化社会においては、介護予防や介護の領域が大幅に広まり、介護福祉の知識や経験のある栄養の専門家による栄養指導も多く必要とされてきている。さらに、2020 年の東京オリンピックを控え、スポーツの場での栄養の役割にも強い注目が集まっている。前述(4)に示したように、「健康のための栄養と運動」の究極的な目標は、プロスポーツ選手やオリンピック選手などの健康管理・養成という意味も含んでいる。つまり、近年問題となっている貧血に悩まされる選

手や月経異常状態が長く続き骨折が繰り返される女子陸上選手、さらには摂食障害などを併発して選手生命を絶たれる選手などを、栄養面からサポートすることによって少なくしていく事も、本研究科の研究上の大きな目的のひとつである。

一方、栄養と健康に関する研究は国内のみならず国際的な視野で考察していくことも重要な要素である。国外に目を向けると世界総人口のうち約12億人が先進諸国で暮らし、残りの約60億人が発展途上国で暮らしている。我が国や欧米諸国の先進国と称されている国々で穀物の半分以上が消費されており、肥満・糖尿病・高血圧をはじめとする生活習慣病がそれらの国々では大きな問題となっている。その反面、発展途上国の地域では飢えやそれに関連する疾患で6秒に1人が命をおとしている現実がある。また途上国の国々においては、貧困の問題と同時に生活習慣病問題を抱える「栄養の二重苦」と称される現状が広がっている。先進国・発展途上国のいずれの地域においても、食と健康の間には切っても切れない関係があり、栄養の専門家がそれらの仲介役となる最も適切な立場となることから、世界各地の状況を知り国内・国外でその状況を発表・報告できる高度の専門的職業人としての栄養の専門家の存在が必要不可欠になってきている。また、ASEAN 諸国の一部では、日本が過去に経験したのと同等かそれ以上のスピードで高齢化社会を迎えると予想されている(国際的な Active Aging(活動的な高齢化)における日本の貢献に関する検討会報告書 2014年3月 厚生労働省 大臣官房国際課)。日本は世界で最も高齢化が進んでいるが、様々な高齢化対策を行ってきており、食と運動の観点からも今後高齢化が本格化する ASEAN 諸国へのアドバイザーとしての役割を担う人材養成を行うことも本研究科の目的として挙げられる。

上記のような諸問題を解決するため、健康栄養学研究科健康栄養学専攻を設置し、修士課程の教育課程を編成した。例えば、①座学的な最先端の学問を学ぶことはもちろん、②研究室内の活動では、地域の状況をはじめとする日本や世界の情報を収集し調査結果をまとめ、また、③実験動物などを用い、仮説をもとにした栄養と健康の関係を解明していく取り組みを主眼とした活動を推進し、④学外に出て病気に罹患した患者やスポーツ選手などと接することで「栄養・運動と病気・体調の関係」とコミュニケーション能力を学び、さらには、⑤海外に出向き、国際的な視点で栄養と運動の関係を学ぶことができる教育内容を整えた。

こういった研究・教育内容から、実際に現場で見聞きしたことをベースに生活レベルでの健康学を学ぶことで、地域社会に貢献できる人材の育成が可能になり、国民全体の健康寿命を延ばす環境を整えることのできる人材を育成することが可能となる。これが、本研究科の教育研究上の最大の理念であり目的である。

(6)健康栄養学研究科健康栄養学専攻の養成する人材

近年、世界ならびに日本が直面している少子高齢化対策のひとつとして、健康寿命を延ばすことが直近の重要な課題であり、食生活を中心とする生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進策の提案などの「疾病の一次予防」に重点をおいた取り組みが必須である。そのためには、人間栄養学の理論と実践を基盤として、運動・食生活・福祉の分野に連関させて総合的な健康へのアプローチができる、あるいはそのために必要な科学的知見を生み出すことのできる高度な知識と経験を習得させる必要がある。つまり、食(栄養)・運動(スポーツ)・心のケア(福祉)が三本柱といっても過言ではなく、これらを総合的にサポートできる以下のような人材の養成を行う。

- ① 生活レベルでの健康を、栄養学を中心に運動や福祉と連関させ、横断的な思考をもって関与でき、根拠に基づいたデータで説明できる研究者
- ② 疾病予防・治療、介護予防という明確な目的をもって、健康を維持・増進させるために、生活に密着した栄養・運動習慣・精神面のサポートを連関して指導できる高度の専門的職業人
- ③ 国内外における栄養学をベースとした多様な健康問題を的確に把握し、発展途上国や先進国における食文化と疾病の研究・調査など、優れた思考と確かな技術で諸問題を解決でき、世界を舞台に人々の健康のために活躍できる国際的な視野をもつ専門的職業人

(7) 健康栄養学専攻修了者の予想される進路

同分野・同系列の博士後期課程の大学院進学のほか、栄養、食品、健康の専門家として、以下のような進路を想定している。

- ①大学や短大の教員として後に続く人材を養成できる教員、企業や独立行政法人などの研究組織で基礎的な研究ができる研究者。
- ②地域に根ざした保育所、小学校、中学校、保健所、薬局、社会福祉施設、その他福祉関連施設、医療施設などにおいて、栄養に関わる管理指導や調査、および食育教育や講演ができる高度の専門的職業人。
- ③都道府県の健康増進施設・スポーツ関連施設・特別養護老人ホームなどで健康づくりのアプローチができる専門家。健康寿命を延ばすためには、子どものころから継続して運動を楽しむことが大切であり、そこへのアプローチを食事の大切さと連関させて伝えることができる高度の専門的職業人。
- ④青年海外協力隊に参画し、発展途上国などでの栄養指導ができる高度の専門的職業人。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

健康栄養学研究科は修士課程までの構想である。本課程修了後さらに進学し研究を進め学問探究を 希望する場合には、他大学の関連研究科博士課程への進学が可能になるよう指導を行う。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

[大学院名称]

健康栄養学研究科(英語名:Graduate School of Science of Health and Nutrition)健康栄養学専攻(英語名:Master's Course of Science of Health and Nutrition) [学位名称]

修士(健康栄養学)(英語名: Master of Health and Nutrition)

研究科および専攻科の名称は、人間の健康を栄養学的な側面から研究するという特色を表し、かつ、 栄養学をベースに科学的に「健康」をキーワードにした横断的な研究を行うことを主眼としている特 徴を表現することができ、現代社会においてもイメージしやすく、他の高等教育機関でも使用実績の 認められる「健康栄養学研究科健康栄養学専攻」とした。

さらに学位の名称は、専攻の内容を表現・特色づけした学位名を付与し、本専攻修了者が栄養学の分野での活躍はもちろんのこと、運動・保健・医療・介護の全分野で活躍できる「健康」のプロフェッショナルであることを広く世間に伝播させ認知を高めることを考慮し、「修士(健康栄養学)」とした。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

① 教育課程の編成

本研究科の直接母体である健康スポーツ栄養学科の基盤となっている栄養学と、関連の深い分野である運動・福祉学を融合させた、「視野の広い健康栄養学」の体系的な学術研究教育活動で、専門的な論理思考と応用的な研究能力を養う教育を行う。「健康栄養学」という学問分野は、平成元年に国立健康・栄養研究所により積極的に国家を上げて取り組むべき内容であると認識され、栄養・食生活のみの研究にとどまらず、運動や休養を含めた健康の維持・増進にかかわる研究に取り組む体制がとられてから約30年近い歴史がある分野であり、これからの高等教育機関で行われるべき重要な学問分野の一つである。また、「健康栄養学」は公衆衛生と密接な関係がある。例えばミネソタ大学や東フィンランド大学などでは心疾患の患者が多かった歴史的背景から栄養学が積極的に研究され、その後発展的に健康栄養学という学問分野が飛躍的に進展した。また、アメリカにおいては肥満が広がりこれが心疾患や他の多くの疾患を引き起こされることが疫学的に証明され、ハーバード大学が積極的に健康栄養学を発展させた歴史がある。

そこで本研究科では、教育課程の編成を、公衆衛生をベースに考え、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態とするための教育を行うことに主眼をおいた「地域栄養系」と、国際社会において、組織された地域社会の努力をとおして、疾病の予防、健康寿命の延長、身体的・精神的機能の増進をはかる教育に主眼をおいた「国際栄養系」を二本柱として体系化する。つまり、「地域栄養系」は、社会福祉施設、医療施設をはじめとする臨床現場、各都道府県の健康増進施設など地域に密着した施設において、栄養を中心とした健康増進に寄与することのできる知識を学ぶ内容とする。また、「国際栄養系」は、先進国や発展途上国など世界的な視野で栄養と健康を考え、各国・各地域での健康水準や、保健医療サービスの状況を総合的に学ぶ内容とする。

上記二本の柱の内容を学ぶために、いずれの系においても、本研究科の全体像を学ぶ上で必要な「健康栄養学概論」を必修科目とし、基礎科目の学修後、それぞれの領域で展開する高度な学問を履修していくこととする。さらに、「地域栄養系」と「国際栄養系」いずれにも関連する科目を別途配置し、学生の希望する学びを幅広く選択できる科目配置とする。

つまり、「地域栄養系」は、健康科学領域の科目(「健康科学特論」、「給食経営管理特論」、「社会福祉 特論」)を必修とし、食文化科学領域及び実践栄養科学領域の科目を選択必修とし、地域における健康づ くり分野での栄養管理に貢献する教育に重点をおいた教育課程編成を行った。 一方、「国際栄養系」は、食文化科学領域の科目(「栄養衛生学特論」、「国際栄養学特論」、「食生活特論」)を必修、健康科学領域及び実践栄養科学領域の科目を選択必修とし、国際的な視野で食文化と地域毎における食や栄養の問題点を理解し解決できる方策を学べる教育に配慮した。

専門演習科目においても、各系と関係の深い内容に関しては必修化した。地域栄養系は「食品・臨床分析学演習」、「運動・機能生理学フィールドワーク」、「臨床栄養管理学フィールドワーク」から2単位以上選択必修とし、国際栄養系は「国際栄養フィールドワーク」を必修とし、地域における健康を栄養学からアプローチできる人材、および国際的な健康の問題を栄養学からアプローチできる人材を育てることができることを特徴とした教育課程の編成を行った。

② 教育課程の概要

フィールドワーク科目に関しては、6.(5) にも示すように本研究科は医療機関・福祉施設や海外の大学とも提携しており、これらの機関と協力して開講する。

医療機関・福祉施設においては、各種疾病を有する患者への給食の提供・経営管理、栄養指導などを参加型実習として体験し、技能や態度のみならず、臨床現場での問題点や改善点などを見つけ、それらの改善を提案する課題にも取り組むことができる。また、一般市民(高齢者を含む)、妊産婦、アスリート、栄養障がいリハビリ患者、未病の患者、障がい者など、疾病をもった患者以外の色々な人とも触れ合うことができ、これらの人々の心身に健康と希望をもたらし、社会における人間栄養学・スポーツ栄養学などの先端的基盤になるような研究活動が行える。

さらに、神戸女子大学ではインドネシア共和国の国立ウダヤナ大学と 2010 年に了解覚書(MOU)を締結し、既に教育と研究に関する相互協力関係が構築されている。渡航先では、フィールドワーク活動を通して日本国内での栄養士の役割とは異なった海外での栄養士の役割や、海外の食文化を国外に出て実際に体験することで、国際的視野で栄養と健康の関係を考えることが期待される。さらには日本国内の現状に対する疑問点や課題も見出すことができ、幅広い視野をもつ学生の育成が可能となる。

これらのフィールドワークは、各施設に出発する前の事前勉強、施設での実習後の成果報告会と組み合わせることで、明確な目的意識を持ち、自ら課題を発見し解決する能力が養われることが期待される。

さらに、修士論文研究を行う上では、実験室で行う基礎的な研究活動も非常に重要な内容の一つである。本研究科には、原子吸光光度計、高速液体クロマトグラフィー、吸光・蛍光・発光プレートリーダー、微小循環モデル装置(MC·FAN)、体組成計、エアロバイク、高気圧酸素カプセルなど最先端の化学分析機器、運動評価機器が揃っており、最新の調理設備や動物実験施設ともあわせ、人を対象とした研究や、動物を対象とした研究を教授できる体制が整っている。これらの装置の使用方法を学び、生体成分の定量、運動負荷と身体への影響などを実際に測定することで、「正確にものを量る」という概念の育成を行う。つまり、本研究科の「健康栄養学特別総合研究」(修士論文作成)では、栄養と健康に関わる各分野において必要不可欠な先端分析の方法論と実践法を学ぶ。試験管レベルでの酵素や組織、遺伝子を用いた in vitro 実験、病態モデル動物を用いた in vivo 実験により、食品成分、サプリメント成分、新規化合物などが生体に及ぼす影響を評価することを目的とするテーマ、臨地実習において得られた経験(各種の臨床データ)や学内での研究において得られたデータをもとに栄養と健康について新しい提案を目指し修士論文を作成するテーマ、また、海外での国際栄養フィールドワークで得られた経験や情報をもとに、国際社会における栄養と健康の関わりをまとめるテーマなど、各教員の研究ノウハウを生かした

内容で修士論文の課題に取り組む。これらの研究においては、主指導教員のほかに、複数の教員から指導を受けられる体制を整えており、研究成果を学会機関誌や国際的な雑誌へ投稿することや、国内外の学会で発表することを推奨する。情報処理室の設備も整っており、オンラインの情報検索によって、国内外の学術雑誌、文献等を調べることも可能であり、学生の能力を十二分に伸ばせる環境を整えていることが特徴としてあげられる。本研究科の直接母体である健康福祉学部健康スポーツ栄養学科では、アスリートやスポーツチームなどの栄養指導に関する学びが多いが、本研究科においては、一般の人々の健康を公衆衛生に基づいた健康栄養学、人間の健康維持や病態改善を主眼とする人間栄養学を中心に、運動と福祉から支える「生活レベルでの健康学」を追究していくことにも主眼を置くことが大きな特色である。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

本専攻の教員組織は、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科からの6名、本学家政学研究科から2名を 異動し専任教員とし、健康福祉学部から兼担教員として4名、神戸女子短期大学からの兼任教員の1名 を含め、計13名の教員構成とした。専任教員の年齢構成は、31歳~40歳が1名、41歳~50歳が2名、 51歳~60歳が3名、61歳~70歳が2名であり、30代から60代までの教員をバランスよく配置し、完成年度後も継続的な教育・研究活動が可能である。

なお、本学の定年は学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則第29条に示されているとおり、教育職員については70歳である。教授1名が学年進行中に70歳を超えることになるが、本学の「行吉学園特任教員規程」に基づき、完成年度までの雇用は確保されている。また完成年度後に退職となる教員の後任については、その都度、後任者を補充することとし、常に教員組織の編成を維持する。(資料1)

また、専任教員8名全員が博士の学位を取得しており、兼担、兼任教員5名のうち2名も博士の学位を取得している。さらには、「食」を中心とする「運度・福祉」が、健康に生きるための極めて重要なキーワードであるため、それらをサポートできる資格を有する教員(医師1名、薬剤師1名、管理栄養士3名、臨床検査技師1名、中学校・高等学校教諭免許(家庭)1名、中学校・高等学校教諭免許(保健体育)1名)で組織を編成した。

一方、本研究科の特徴の一つとして、臨床経験豊富な兼担教員を揃えており、スポーツ栄養アドバイザー1名、福祉レクリエーション・ワーカー1名、中級障がい者スポーツ指導員1名、社会福祉士1名の資格を有する教員も所属している。「スポーツ基本法」においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされており、専任教員と兼担教員が協力することで、栄養・スポーツ・障がい(福祉)を総じて教授できる体制とした。

専門科目の「健康栄養学特別総合研究」(修士論文作成)においては、十分な研究実績と豊富な教育経験を有する研究指導担当教員4名と研究指導担当補助教員を4名配置した。さらに、専門演習科目においては、教授内容を充実させるため、提携先の実習指導者を本学の客員教員として任命し、実習先へ指導に出向く本研究科の教員とともに学生の指導に従事する。

上記のように本研究科の教員組織に本学既設の家政学研究科食物栄養学専攻から2名の教授を異動させる。彼らは食物栄養学の専門家であるとともに修士、博士課程の研究教育指導経験も豊富であり、か

つ修士、博士課程の研究教育全般についても精通している。彼らにより本研究科の研究教育体制に既設研究科のノウハウや知恵を活かすことができる。また、健康栄養学研究科で新たに得られた研究成果を本学に併設されている他の研究科に還元することで、神戸女子大学大学院全体のレベルアップを図る。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

修士課程における教育課程の授業形態は、講義科目と演習科目からなる。講義科目は、地域栄養系か 国際栄養系かを選択した後、それぞれの系における必修科目を履修し、選択科目を主体性に基づいて学 生自身で選択する。実施形態は座学中心の講義形式が主であるが、医療施設や海外に出向いてデータ収 集や解析を行うフィールドワークも数多く開講している。

授業科目の履修方法として、本研究科の特色を身に付けた学生を養成するため、「健康栄養学概論」は 全学生の必修科目とし、それ以外の科目は各系で特徴的な履修モデル(資料 2)を作成する。

【修了要件等】

基礎科目から必修2単位を含む6単位以上、

専門科目から 12 単位以上、

専門演習科目から2単位以上、

研究科目の健康栄養学特別総合研究 10 単位、

合計30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

※地域栄養系:(専門科目)

- ・健康科学領域科目必修、食文化科学領域及び実践栄養科学領域科目選択必修 (専門演習科目)
- ・「食品・臨床分析学演習」「運動・機能生理学フィールドワーク」「臨床栄養管理学フィールドワーク」から 2 単位以上選択

※国際栄養系:(専門科目)

- ・食文化科学領域科目必修、健康科学領域及び実践栄養科学領域科目選択必修 (専門演習科目)
- ・「国際栄養フィールドワーク」必修

※上記により 30 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

選択科目に関しては、自身の学びたい内容のみに偏らず、他領域における知識も習得・学習するよう に指導する。

また、図書館の整備計画にも掲げているように、平成27年度にはライブラリーコモンズが新設され、図書館職員とも連携し、電子情報や印刷物も含めた様々な情報資源から得られる内容を用いて議論を進

めていく学習スタイルも可能である。また、定員(入学定員4名・収容定員8名)は少人数であり、教員と学生との距離が近く、学生の理解に応じた授業展開が可能となり、高い教育効果が期待できる。

(1) 履修及び研究指導のスケジュール

履修及び研究指導は以下の内容に沿って行う。

- ① ガイダンス・履修科目の選択
- ② 研究指導担当教員の決定
- ③ 研究課題の決定
- ④ 研究計画の立案と研究の遂行
- ⑤ 研究成果の中間発表会
- ⑥ 修士論文の作成
- ⑦ 修士論文の提出
- ⑧ 主査・副査の決定
- ⑨ 修士論文発表会
- ⑩ 修士論文審査

研究室に配属後は、研究課題の設定、文献調査、予想される困難と成果を、主指導教員と詳細に議論し、研究計画を立案する。研究の進捗状況は所属する研究室内で議論することはもちろん、中間発表会で本研究科に所属する全教員の意見を交え、研究の方向性・展開性を議論することで研究内容のより一層のブラッシュアップを行う。具体的な修了までのスケジュールは(資料 3)に示す。

(2) 学位論文審査の体制と審査項目

修士論文の審査に関しては、既存の「神戸女子大学学位規程(案)」(資料4)に基づき、「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程(案)」(資料5)により以下のとおり審査を行う。

概要は、

- ① 2年次に中間発表を行う。
- ② 修士の学位授与申請があった場合は、学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験又は学力の確認を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
- ③ 研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
- ④ 所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。
- ⑤ 論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。

審査項目の概要は、

- ① 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- ② 論文の記述(本文、図、表、引用文献など)が十分かつ適切であるか。
- ③ 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、 それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- ④ 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には研究倫理委員会の承認を得ているか。
- ⑤ 先行研究や資料が適切に取り扱われているか。
- ⑥ 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。
- 以上の内容に沿って、学位論文の審査を行う。

(3) 修士論文の単位数の妥当性

- ① 1年次前期に主指導教員を決定し、文献検索、グループ討議などを通じて関心のある課題を収集し研究課題を決定する。(1単位;30時間相当)
- ② 1年次後期に研究方法、実験方法、研究の意義を検討しながら、研究計画の作成を行う。主指導教員との討議を経て、予備実験、予備調査を行う。(3単位;90時間相当)
- ③ 2年次前期に研究計画及び研究成果の中間発表を行い、その内容に基づき研究計画の修正を行う。 修正に際して、さらなる文献調査、先行研究の整理、仮説の再設定などを行い、実験を遂行し、研 究のまとめに取りかかる。(3単位;90時間相当)
- ④ 2年次後期に追加実験、再分析などを行い、研究の集大成としてのまとめのための論文を作成する。 さらには、研究発表も行い、最終試験としての審査を受ける。(3単位;90時間相当)

(4) 研究の倫理審査体制

研究・論文作成にあたっては、指導教員のもと、倫理的配慮を求める。神戸女子大学には「神戸女子大学研究倫理規程」があり研究上遵守すべき包括的な倫理ルールを定めている。さらに「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会規程」と「神戸女子大学動物実験研究倫理委員会規程」があり審査のルールを定めている。それに基づき人間、動物を対象とした研究を遂行する場合はその都度、委員会に実験計画申請書を提出し承認を受けることとなっている。(資料 6)

(5) 実習科目の実施方法

① 実習の目的

本専攻の大きな特徴の一つに、特論をベースとした講義の他、演習・フィールドワーク系の科目を開講していることが挙げられる。

大学時代に学んできた知識を特論科目から、最新の知識を習得した上で、実験室での最先端の 装置や器具機械を用いた実験、及び医療施設、海外の大学などで実習を行うことで、社会の中で の栄養士の資格を持つ社会人としてのスキルアップ、ならびに栄養の専門職としての実践的役割 を担うことによる研究者や高度の専門的職業人を育成することを目的とする。つまり本研究科の 目的である、「健康で人間らしい生活をして長生きしたい」という人類共通の目標を目指すには、 実地実習は必要不可欠であり、現場における生の声、生のデータをもとに、健康寿命を延ばす方 策を考え、研究に活かすために必要不可欠なカリキュラムである。

② 実習施設

実習は本学が提携を結んでいる実習施設において行い、本研究科の学生を受入れる承諾を得ている。(資料 7)

フィールドワークにともなう個人情報の取扱いについては、実習施設・大学側の個人情報保護方針を遵守し、本学園と実習施設長との間で誓約書を交わすこととする。また、学生には事前指導で十分に周知する。

また、事故防止のための十分な配慮をするとともに、学生の教育・研究に関する災害・傷害に対する保険に加入する。海外での活動については、本学園の「海外危機管理マニュアル」(資料 8)に則って、安全を確保した上で、積極的に参画する環境を整備している。

③ 実習内容

医療施設や福祉施設における臨床栄養管理学フィールドワークにおいては、事前学習として個 別に施設内で学ぶテーマを決めたうえで、主として次の①または②の実習を行うものとする。① 臨床栄養学の内容に基づいて、栄養管理についての理解を深める(外来、入院患者、福祉施設の 入居者などを対象とした栄養食事指導の見学、ベッドサイドへの訪問による栄養状態の評価や、 栄養問題の把握、チーム医療への参加による医療スタッフとしての患者への関わり方の理解、栄 養部門業務のあり方など)、②給食経営管理論に基づいて、傷病者に対する食事提供のあり方、 衛生学的配慮、他のスタッフとのコミュニケーションスキルなどについて実践的経験を深める。 一方、国際栄養系のフィールドワークにおいては、ASEAN 諸国の中でも近年特に経済発展が 著しいインドネシア共和国の国立ウダヤナ大学と共同で行う。インドネシア共和国の経済発展は、 貧富の差を生み、世界的に大きな問題となっており、double burden of health(健康の二重苦。 生活習慣病と低栄養並びに感染症を同時に抱える状況。)の状況が広がっており、多くの栄養学 的な問題を抱えた地域で、国際的な視野で活躍する栄養士の養成には最も適した地域でもある。 渡航前研修として、専門的英語研修に加え、①栄養評価法について、②インドネシアの保健医療 政策について、③調査・研究方法についての講義を受講する。研修地では、研修受け入れ先のス タッフや共同研究者と共同で、参与観察やアンケート調査、栄養摂取状況調査などを実施し、得 られたデータをインドネシア共和国に還元する方法を踏まえた現地研修を行う。帰国後、研修先 で得たデータを基に報告書を作成し、報告会を開催する。これらの内容は、(資料 9) にも示すと おり、本学が現在までに培ってきた内容をベースに行う。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

健康栄養学研究科の設置に伴う校地及び運動場の用地の整備については、基礎となる健康福祉学部 及び既存学部との校地を共用するため、新たな校地の所有及び借用は予定していない。神戸女子大学 の校地面積は、大学専用の須磨キャンパス 145,623.61 ㎡、神戸女子短期大学と共用しているポートアイランドキャンパス 24,524.81 ㎡、三宮キャンパス 4,174.00 ㎡であり、そのうち、運動場用地は須磨キャンパス 9,999.00 ㎡、共用しているポートアイランドキャンパス 6,675.28 ㎡である。また、健康栄養学研究科を設置するポートアイランドのキャンパスの運動用施設として、テニスコート 3 面(2,585.02 ㎡)と体育館(延床面積 2,334.04 ㎡)が整備されている。学生が休息できるスペースとしては、運動場用地の他にテーブル・イスを配置した中庭(約 1,300 ㎡)を整備し、常に利用できる環境となっている。

(2) 校舎等施設の整備計画

平成 18 (2006) 年、健康福祉学部をポートアイランドキャンパスに整備するにあたり、学舎 (D館) を新築するとともに既存の C館を改築した。同校舎内には、健康福祉学部の教育を行う施設として、健康福祉学部のスポーツ栄養実習の専用教室や国家試験等の支援対策室を整備するとともに、健康福祉学部専用の研究室を設けている。

基礎となる健康福祉学部の専用施設に、講義室として 54 名以上収容可能な教室が 7 教室あり、これを適宜利用し、適切に講義が受けられる状況にある。

本研究科においては、これらの他に各教員の研究室、調理演習室、標本作成室、食品機能分析学実験室、栄養生理学実験室、スポーツ栄養実習室等の施設を、既存の学部と相互に支障をきたすことなく共用する。(資料 10)

院生研究室(約62 ㎡)(資料11)については、当該校舎内に設置すべくスペースを確保しており、本研究科学生専用の大学院共同研究室を用意する。大学院共同研究室は、グループミーティング、研究会、あるいは大学院生や教員が自由に議論・意見交換を行い交流する場としてパソコンやその他、プリンタ等の必要な什器・備品を整備し、良好な研究環境を整備する予定である。

(3) 図書館の資料及び図書館の整備計画

本学園では、神戸女子大学須磨キャンパス、神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス及び三宮キャンパスの3箇所に図書館を設置している。共通のシステム(OPAC)で管理されているため、他キャンパスの図書館で所蔵している蔵書を検索し、必要に応じて通常利用している図書館に取り寄せることが可能である。大学開設以来、全学部の専門主題に関する資料を計画的かつ継続的に整備してきたことから、利用可能な図書館全館の蔵書冊数は、平成27年3月現在で390,301冊となっている。

ポートアイランドキャンパスの図書館は地下 1 階から地上 3 階まであり、地上階は開架閲覧室、AV コーナー、レファレンスカウンター、事務室、地下 1 階は書庫、貴重図書室が整備されている。平成 27 年度より地上 3 階建てにリニューアルし、学生の自主的な学習を支援するための施設「ライブラリー・コモンズ」が開設された。 2 階までの閲覧室が静寂を求められる図書閲覧空間に対し、3 階に新たに設置したライブラリー・コモンズ空間は、よりくつろいだ気分での読書や作業が行えるとともに、可動式の机が設置されているため机を組み替えてグループ学習ができるようになっている。 さらに単焦点プロジェクタ付きの可動式ホワイトボードが用意されているため、まとめに至る過程でのディスカッションや成果のプレゼンテーションができるなど、授業外での能動的な学修が共同作業を通して

も行えるよう設計されており、通りがかった教員もその作業に参加できるという柔軟さを持っている。さらに学修の効果を高めるため貸出用のノートパソコンを準備し、いろいろな場所でネットワークと接続できるよう無線環境を整備している。またガラスで囲まれた小部屋には音響設備を設置し、図書館設備と一体となったゼミ授業や公開授業といった利用が出来るようになっている。このようにライブラリー・コモンズは、グループや個人の学習、学生と教員、学生と学生の交流の場となっている。一方、ライブラリー・コモンズでは、「コモンズカフェ」などの開催も可能である。コモンズカフェとは、学園内外の研究者を招き、珈琲や紅茶を飲みながら気軽にトークを行うイベントの事である。年に数回のペースで開催を予定しており、同じ研究科の教員の話だけでなく、留学生、他の研究科の教員や短大の教員、異分野の研究者や栄養学のスペシャリストの話を聞くことで、形式ばった講義とは違った空気感のなか、研究者の方々との交流から学生の興味と世界を広げ、新しい発想が生まれてくることを期待している。

また、平成 19 年にポートアイランドに本学を含めて 4 大学が設置され(神戸学院大学、兵庫医療大学、神戸夙川学院大学(現夙川学院短期大学))それを機会に、ポートアイランド 4 大学で連携事業を行う機運が高まり、さまざまな取組が検討企画された。その一環として、4 大学の図書館を 4 大学の学生、教職員に相互開放するとの方針が決定され平成 20 年度より実施された。図書館の相互利用は、学生証や教職員証の提示により閲覧・貸し出しともに可能となっている。各大学には構成学部等の特色があり、図書の構成もそれを受けて特色を持っている。それらを利用できる環境にあることで、健康栄養学研究科の研究、教育に寄与できると考える。

8. 既設の学部との関係

健康栄養学研究科健康栄養学専攻は、神戸女子大学健康福祉学部を基盤に構成され、特にその中で も健康スポーツ栄養学科に対応する形で設置する。

健康福祉学部健康スポーツ栄養学科は、運動・スポーツと栄養の関わりを追究する学科であり、そこから生じる幅広い業種に対応する内容を教授し、栄養と運動の融合という専門的分野の教育・研究機能を担っている。さらに、2つのコース分けも実施しており、「健康栄養コース」と「スポーツ栄養コース」に分かれている。健康栄養コースは、栄養学をベースに、さらに食生活や栄養補助食品、食環境など食に関する深い知識を運動やリハビリとの関連性を意識しながら修得し、食と健康の関係を追究するコースで、スポーツ栄養コースは、栄養学をベースに、身体・運動理論から運動実践までを学び、それらを有機的に結びつけた健康管理やスポーツ栄養学を身に付けるコースである。また、既設学科の社会福祉学科と連携し、社会福祉施設における運動と栄養のサポートについても教授している。

既設学部との教育研究のつながりについては(資料12)に示すとおりである。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

本研究科へ入学を希望する人には、「理論」と「実験・調査」の両面から、目の前で起こっている 現象を科学する意欲や能力を持ち、栄養・健康・運動・福祉の分野から「健康栄養学」を深く追究し、学 術研究のさらなる発展に貢献したいという気概をもった人材を求める。

特に本研究科では栄養を主として、健康・運動・福祉に関する専門分野における研究能力、または、 高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを基本的な目的としているため、これらを修得 し人々の健康生活形成に寄与する研究者や高度の専門的職業人を志望する人材を求める。

学部からの勉学内容との繋がりを考えると、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科から進学することが主たるコースであるが、本学の家政学部、さらには他大学の栄養系、食品系、運動系からの進学も見込まれる。

(2) 出願資格および募集人員

本専攻の出願資格は、学校教育法第102条により、次の各項のいずれかに該当する女子とする。

- ① 学士の学位を有する者および入学前年度の3月取得見込みの者
- ② 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者および入学前年度までに修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣の定めるところにより大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(学校教育法施行規則第155条、昭和28年文部省告示第5号、昭和30年文部省告示第39号)
- ④ その他、本学大学院において個別に出願資格があると判定された者

本専攻の入学定員は4名とし、推薦選考と、秋期、春期に実施する一般選抜ならびに社会人特別 選抜から若干名を配分する。収容定員は2学年を併せ8名とする。

(3) 選抜の方法

選抜試験は年3回(推薦選考、一般選抜(秋期募集・春期募集))とし、選考の方法は本研究科に 教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。 <推薦選考>

① 出願書類および口述試問により選考

<一般選抜(秋期募集·春期募集)>

- ① 専門科目の一科目の筆記試験
- ② 英語
- ③ 面接を含む口述試問

<社会人特別選抜>

- ① 小論文
- ② 口述試問

本学大学院入試における「社会人」とは本学大学院入学時までに3年以上の職歴を有する者をい う。(3年以上の職歴があっても、その後大学を卒業した者はその卒業時点から更に3年以上の職歴 を必要とする。)

研究科委員会は、入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定を行い、学長が入学を許可する。

10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学の大学院では大学院博士前期課程を対象に「神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程」として学内規程を設けている。本研究科に関しても同様に「大学院設置基準」第14条に基づき、他の研究科同様に当該規程を適用することとする。

ア 修業年限

本学で既に運用されている長期履修学生制度で、特別な事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な大学院博士前期課程の学生を対象に3年若しくは4年を限度に修業を認めており、本研究科においても同様に適用する。

イ 履修指導及び研究指導の方法

長期履修を希望する学生があった場合は、カリキュラムで授業、研究の課程に無理が生じないよう 教育効果に配慮して履修指導を行う。また、研究指導においても指導担当教員と研究スケジュールを 確認し、研究の進行に支障のないように実施する。

ウ 授業の実施方法

長期履修学生の授業の実施方法については特に通常の学生と変わらず受講させるが、長期履修学生の履修上、他科目の履修状況等から影響がないか確認しながら進行する。

エ 教員の負担の程度

長期履修制度の影響による教員の時間的な負担は基本的には加わらないが、通常の学生に比べ教育・研究の進度が遅くなる場合は復習等のサポートが必要になることが予想される。その場合も収容定員は8名と少数であるため、教員の負担増は少ないものと推測される。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置 長期履修学生は図書館・情報処理施設等の施設は通常通り使用でき、学生の厚生に対する配慮や職 員配置についても特別な配慮は不要である。

カ 入学者選抜の概要

入学者選抜においては、通常の入学志願者と同様に選抜を行うが、長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生申請書を提出するものとし、長期履修の可否については部局長会の意見を聴き学長が許可する。可否の結果については合格通知と同時に入学志願者へ知らせることとなっている。

参考:神戸女子大学大学院 長期履修学生に関する取り扱い規程(資料13)

11. 管理運営

神戸女子大学大学院には、研究科ごとに研究科委員会が設置されて、教育研究に関する重要な事項で学長が決定を行うにあたり、意見を述べる組織体として運営している。また、各研究科に共通する全学的な事項については各研究科長を含む大学院委員会がその任にあたるという仕組みが構築されており、健康栄養学研究科もその設置に伴い既設の研究科と同様の仕組みによって、学部と連携しつつ、独自の運営が図られることになる。

(1) 研究科委員会の役割等

神戸女子大学大学院各研究科は、それぞれ研究科委員会を置き、研究科の授業科目を担当する各専攻の神戸女子大学大学院専任教員をもって組織され、研究科長がその委員会の運営にあたる。

研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。①学生の入学 及び課程の修了、②学位の授与、③学則のうち教育・研究に関する条項の改廃に関する事項、④教育 課程の編成に関する事項、⑤教員の教育研究業績等の審査に関する事項である。

研究科委員会の開催頻度は原則として1ヶ月に一回の開催としている。

(2) 大学院委員会の役割等

大学院委員会は、全学的な教育研究に関する事項について、学長の求めに応じて意見を述べる組織体として、学長、副学長、各研究科長、各研究科で互選された専任教授各1名によって組織され、学長が大学院委員会を招集してその議長となる。

12. 自己点検・評価

神戸女子大学及び神戸女子大学大学院では、教育研究水準の向上を図り、理念、目的を達成するために、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表している。

実施体制としては、全学組織である自己点検・評価委員会を設置している。当該委員会は、学長を委員長とし、委員会を円滑に運営するために自己点検・評価統括責任者を置いている。その他委員は、副学長、各学部長、各研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長等としている。

点検・評価活動は、大学基準協会が定める以下の評価基準に基づき実施している。

【評価基準】

- ① 理念・目的
- ② 教育研究組織
- ③ 教員·教員組織
- ④ 教育内容·方法·成果
- ⑤ 学生の受け入れ
- ⑥ 学生支援
- ⑦ 教育研究等環境
- ⑧ 社会連携·社会貢献
- ⑨ 管理運営・財務
- ⑩ 内部質保証

平成26年度は、これらの項目についてPDCAサイクルの現状を再確認することを目的とした実質的な自己点検・評価活動を行った。具体的には、学部、学科、研究科及び専攻等の単位で現状分析、点検・評価等を行い、その結果を全学的に取りまとめ、教授会で報告するとともに教職員が使用可能なWebサイトに公表し、本学の現状について、全教職員の共通認識を図った。

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価の適合認定を受けて、毎年、自己点検・評価を行い、平成 28 年度に再び認証評価を受審する予定である。

健康栄養学研究科においても、大学・大学院全体の実施体制に組み込み、既設大学院研究科と同様の 実施方法により、自己点検・評価を行う。

13. 情報の公表

大学に関する情報公開は、大学の教育研究等の質保証の観点と、公共的な存在である大学及びその設置者(国立大学法人、地方公共団体、公立大学法人及び学校法人)の財務・経営の透明性の観点の両面から要請されている。

このような観点から、本学においては、今までも学生や保証人はもとより、広く一般社会に対しても 様々な情報を提供している。

(1)活字媒体

学校法人行吉学園 OUTLINE 学園広報誌「-CROSSROAD-」 刊行雑誌「食物と健康」 教育後援会「会報」 各学部(研究科含む)からの「紀要」

(2) ホームページ

本学の建学理念、歴史・沿革、組織図、教育目標、アドミッションポリシー、学位授与の方針、自己 点検評価結果、財務状況 等

http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/index.html に掲載。

各学部・学科・大学院毎に、学科要綱、カリキュラム、就職状況、教員・ゼミの案内、教員の研究業績、入学者数、定員 等

http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/course/index.html に掲載。

このように神戸女子大学ではこれまでに様々な情報を世間に提供し、本学の内容と知的資源を広く社会に還元してきている。本研究科がスタートすれば、上記内容を公表することはもちろん、学会活動を新研究科の主催で開催、市民公開講座なども開催し、より身近な地域住民にも行吉学園さらには、本研究科を理解して頂き、積極的な公開・発信姿勢を維持していくこととする。

さらに、健康栄養学研究科健康栄養学専攻の開設予定時には、機関リポジトリーの運用が始まり、修 士論文や紀要など、本学の知的生産物を電子的形態で集積し保存・公開することがスタートし、新たな ツールを用いての情報を公表できる体制も可能となる。

なお、審査に合格した修士論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供し、修士論文の要旨は神戸女子大学 紀要と大学ホームページに掲載する。

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学校法人行吉学園では、組織的な対応として、多様な学生のニーズに応え、全学教員の授業内容及び 方法を改善し、質の高い教育を提供し、教員の資質の維持向上を図るため、既にファカルティ・ディベ ロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) の活動に資する推進を行っている。つまり、 委員長 (学長)を中心として、学長が指名した統括責任者及び教職員で「FD・SD 委員会」を設置し、 各研究科の意見も受け止めて円滑に運営している。

FD の教授法研究、教員相互の授業見学(大学院は授業参加)の実施、授業アンケート(大学院では履修報告書)の実施、授業の自己点検書の作成、授業方法についての FD 研修会の実施などを主たる任務として行っている。ここ数年間の FD 活動としては、

- (1) 著作権・人権研修・ハラスメント防止・コンプライアンス違反などに関する「FD・SD 講演会」 の実施(外部講師)
- (2) 年2回の授業アンケートの実施及び集計とフィードバック及びその改善
- (3) 授業の自己点検書の実施及び集計とフィードバック及びその改善
- (4) 授業見学の仕組み提供とその改善

などを開催している。

つまりは、これらが教員の資質、維持向上につながっている。

以上のように、本学園として、既存の学部・大学院では、研究科での研究会の開催や研究指導の方法 改善の検討など、教員の資質・維持向上に向けて多数の試みを行い、成果をあげている。そのため、健 康栄養学研究科が開設されても、今まで育んできた方法をベースに、「FD・SD 委員会」を中心に、教員 の資質と維持向上を図るために、授業内容の改善ならびに教授法の改善に積極的に取り組み、履修報告 書から得られた学生の生の声を各教員にフィードバックし、魅力ある大学院教員の育成に努める。

(添付資料)

- 資料1. 学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則、行吉学園再雇用に関する規程、行 吉学園特任教員規程
- 資料2. 健康栄養学研究科健康栄養学専攻(修士課程)履修モデル
- 資料3. 健康栄養学研究科健康栄養学専攻 修了までのスケジュール
- 資料4. 神戸女子大学学位規程(案)
- 資料5. 神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程(案)
- 資料6. 神戸女子大学研究倫理規程、神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会 規程、神戸女子大学動物実験研究倫理委員会規程
- 資料7. 健康栄養学研究科健康栄養学専攻 実習施設一覧、実習承諾書(写)
- 資料8. 海外危機管理マニュアル
- 資料9. インドネシアウダヤナ大学における国際栄養フィールドワーク概要
- 資料10. 教室利用状況表
- 資料11. 院生研究室配置図
- 資料12. 健康栄養学研究科健康栄養学専攻 既設学部との関係図
- 資料13. 神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程

学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人行吉学園神戸女子大学(附属高倉台幼稚園を含む。以下「本学」 という。)の専任教職員の就業に関する事項を定める。

(教職員の定義)

- **第2条** この規則において教職員とは、専任の教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員をいう。
 - (1) 教育職員とは、教授、准教授、助教、講師、研究助手、助手及び教諭をいう。
 - (2) 事務職員とは、事務部局に所属する部長、次長、課長、センター長、室長、課長補佐、主任及び課員をいう。
 - (3) 技術職員とは、保健師、自動車運転手及び専門的な業務に従事する者をいう。
 - (4) 労務職員とは、用務員をいう。
- 2 教職員のうち管理職とする者は、次の各号に掲げる職にある者とする。
 - (1) 教育職員のうち学長、副学長、学部長、研究科長、部長、図書館長、学科主任、寮監長、スポーツ施設長、研究科専攻主任、学科副主任、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、古典芸能研究センター長、学校教育学専攻科長、園長、副園長、次長として任命された者
 - (2) 事務及び技術職員のうち部長、センター長、次長、課長、室長として任命された者
- 3 臨時的任用職員に関する規則は別に定める。
- 4 非常勤講師に関する規則は別に定める。

(法令と就業規則との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法等法令の定めるところによる。

第2章 人事

(任 免)

- 第4条 教職員の任免は、理事長がこれを行う。
- 2 教授、准教授、助教、講師、研究助手及び助手の任免は、人事委員会の議を経なければならない。
- 3 教職員を任用するにあたり、任期を定めることができる。
- 4 助教、講師、研究助手、助手の任免等については別に定める。 (試用期間)
- 第5条 新たに採用される教職員に対しては、6か月以内の試用期間をおくことができる。
- 2 試用期間を良好な成績で勤務したと認めた場合に正式に採用する。試用期間は在職年数に算入する。

(提出書類)

- 第6条 教職員は就職の際、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 住民票記載事項証明書
 - (3) 誓約書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 卒業証明書
 - (6) その他理事長が指定する書類
- **2** 前項各号に定める書類のうち、理事長が必要と認めないときは、その一部を省略することができる。

(配置換え等)

第7条 本学の運営上必要があるとき、理事長は職種又は職場の変更を行うことがある。正当な 理由がなければ、これを拒むことはできない。

第3章 勤務

(勤務時間)

第8条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を平均して1週間について 40 時間を超えない範囲とする。始業及び終業は次のとおりとする。

始業午前9時00分

終業 午後5時30分

- 2 業務その他の事情により、学長が特に必要と認めたときは、前項の始業及び終業時刻を変更 し、又は時差出勤を命ずることがある。
- **3** 学長は、教育職員(助手及び教諭を除く)には原則として週1 日以内の研修日を与えることができる。
- **4** 学長は、教育職員が学則に定める休業期間中に行う学外での研修又は研究のうち、事前に届 出があり許可したものについては、勤務をした日として認めることができる。

(休 憩)

第9条 休憩時間は通常次のとおりとする。ただし、業務の都合により、学長は、教職員の同意 を得て変更を命ずることができる。

休憩時間 正午から午後0時50分まで

(時間外勤務)

第10条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、時間外勤務を行わせることができる。

(出 勤)

第11条 出勤に際しては、直ちに本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

(出 張)

- **第12条** 業務上必要があるときは、学長は教職員に対し、出張を命ずることができる。
- 2 出張旅費に関する規程は別に定める。

(遅刻又は早退)

- **第13条** 遅刻又は早退をするときは、所属長に届出て承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ届出ることができないで遅刻した場合は、出勤後速やかに届出なければならない。
- **第14条** 病気その他やむを得ない理由で欠勤する場合には、事前に所属長に届出なければならない。あらかじめ届出ることができないときは、欠勤中又は欠勤後直ちに届出なければならない。 **2** 病気欠勤7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 休日及び休暇

(休 日)

- 第15条 休日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日 (振替休日を含む。)
 - (3) 創立記念日 11月11日
 - (4) 夏季休暇 8月13日から8月16日まで
 - (5) 冬季休暇 12月29日から翌年1月3日まで
 - (6) その他学長が必要と認めた日

(休日勤務)

第16条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、休日勤務を命ずることがある。 2 前項の場合、休日勤務日の前後2週間以内で振替休日を与えることがある。

(年次有給休暇)

第17条 教職員には、毎年4月から翌年3月までの間において、20日の年次有給休暇を与える。 ただし、採用した年における年次有給休暇は、次の区分により与える。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3月
日数	20 日	18 日	17 日	15 目	13 目	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 目	2 目

2 年次有給休暇の残余日数は、翌年度に繰越すことができる。ただし、その日数は **20** 日を越 えることはできない。

(有給休暇のとり方)

- 第18条 有給休暇をとる場合は、前日までに学長に届出なければならない。
- **2** 学長は、請求された時期に有給休暇を与えることが業務上正常な運営を妨げるときは、他の 時期に変更を求めることができる。

(年次特別有給休暇)

- **第18条の2** 年次特別有給休暇は、主として休業期間中に、業務の正常な運営を妨げない限度に おいて、時期を指定して与える。
- 2 年次特別有給休暇の日数は、10日とする。

- 3 年次特別有給休暇の残余日数は、翌年度に持越すことができない。 (特別休暇)
- 第19条 特別休暇及びその期間は次のとおりとする。
 - (1) 慶弔休暇
 - ア 本人が結婚する場合………………………6日以内
 - イ 本人の子が結婚する場合…………………2日以内
 - ウ 妻が出産する場合………2日以内
 - エ 父母、配偶者又は子が死亡した場合……………6日以内
 - オ 祖父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母が死亡した場合……2日以内
 - カ 伯父伯母、叔父叔母又は甥、姪が死亡した場合………1日
 - (2) 生理休暇

生理日の勤務が著しく困難な女子教職員が請求した場合、その必要と認める期間

(3) 公傷休暇

教職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったため勤務できない場合

(4) 災害休暇

天災事変その他本人の責に帰することのできない災害によって勤務できない場合

- (5) 裁判員(裁判員候補者を含む)、証人、鑑定人、参考人として裁判所等に出頭し、又は学長の承認を得て公の職務を執行する場合
- (6) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (7) その他前各号に準ずる理由により、学長が特に認めた場合
- 2 前項第3号より第7号までは、学長が必要と認めた期間及び時間とする。
- 3 学長の承認を得た特別休暇は有給とする。

(特別休暇のとり方)

- **第20条** 特別休暇を受けようとする場合は事前に、やむを得ない理由のある場合は事後直ちに、 学長に届出てその承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合、学長は必要により証明書を提出させることができる。

(産前・産後の休暇)

- **第21条** 女子教職員が請求した場合、産前 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)以内の欠勤を認める。産後 8 週間を経過しない女子教職員には欠勤を認める。ただし、産後 6 週間を経過した女子教職員が請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務につかせることができる。
- 2 前項に定める休暇期間中の給与は支給する。

(育児休業、看護休暇等)

- 第22条 教職員は、申出により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に 関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に基づいて育児休業、子の看護休暇等をと ることができる。なお、育児休業、子の看護休暇等については、行吉学園育児休業規程による。 (介護休業、介護休暇等)
- **第23条** 教職員は、申出により育児・介護休業法に基づいて介護休業、介護休暇等をとることができる。なお、介護休業、介護休暇等については、行吉学園介護休業規程による。

(母性の健康管理)

- **第23条の2** 女性教職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために、次の区分に応じて必要な時間を確保する。
 - (1) 当該女性教職員が妊娠中である場合、次に掲げる妊娠週数の区分に応じた期間以内ごとに1回とする。

妊娠週数	期間
妊娠 23 週まで	4週
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週
妊娠 36 週から出産まで	1 週

- (2) 当該女性教職員が出産後1年以内である場合、医師または助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところによる。
- 2 前項にかかわらず、学長は妊娠中及び出産後の女性教職員が保健指導又は健康診査に基づく 指導事項を守ることができるようにするための事業主が講ずべき措置に関する指針に基づき、 必要な対策を講じるものとする。
- **3** 前2項に定める時間等を取得しようとする場合は、原則として事前に学長に届出なければならない。

ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに届出るものとする。

4 第1項および第2項に定める時間帯については、在職年数に算入のうえ給与を支給する。

第5章 服務規律

(遵守事項)

第24条 教職員は、服務に当たって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本学の名誉を重んじ、本学の教職員としての品位を保つこと。
- (2) 学内の諸規則及び上司の職務上の指示に従うこと。
- (3) 勤務時間中は担当する職務の遂行に専念するとともに、職場の秩序を維持し、互いに協力して、その職責を遂行すること。
- (4) 職務上の地位を利用して自己の利益を図らないこと。
- (5) 職務上の権限を越え、又は権利を濫用して独断的な行為をしないこと。
- (6) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は本学の不利益となる事実を公然と不特定多数の者に告げないこと。

(特定承認事項)

- **第25条** 教職員は、次の各号の一に該当する場合、学長に届出て、その承認を受けなければならない。
 - (1) 授業以外で学生若しくは園児を招集し又は学生若しくは園児を校外へ引率する場合
 - (2) 所定の納付金以外の金銭を学生若しくは園児から徴収する場合
 - (3) 他の事業を営み、若しくは他の業務を兼職する場合
 - (4) 学校施設内で業務外の講習、集会、演説、放送をし、又は、文書、図面を配布、掲示しようとする場合

第6章 休職、復職、退職及び解雇

(休職及び休職期間)

- 第26条 教職員は、次の各号の一に該当するときは休職とする。
 - (1) 自己都合による欠勤が引き続き1か月に及んだとき。
 - (2) 私傷病による欠勤が引き続き3か月に及んだとき。
 - (3) 学長の承認を得て引き続き6か月以上校務を離れるとき。
 - (4) 刑事事件において起訴されたとき。
- 2 休職期間は前項第1号及び第2号の場合は1年とし、第3号及び第4号の場合はその必要期間とする。
- 3 休職期間中の給与は、原則として給与の30%を支給する。
- 4 復職後 60 日以内に同一又は関連のある傷病により欠勤を開始したときは、第1項第2号の 定めにかかわらず休職とする。この場合の休職期間は、前の休職期間と通算するものとし、第 2項に定める期間を限度とする。

(休職期間の取扱い)

第27条 休職期間は在職年数に算入しない。

(復 職)

第28条 休職する理由が消滅し、本人が復職を申出たときは復職させる。

(退 職)

- 第29条 教職員が次の各号の一に該当するときは退職とする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 退職を願い出て、承認されたとき。
 - (3) 休職期間が満了して、なお復職ができないとき。
 - (4) 任期を定めて任用した教職員については、その任期が到来したとき。
 - (5) 定年に達したとき。

なお、定年は、教育職員については 70歳、教育職員以外の職員については 65歳とし、それ ぞれの年齢に達した日の属する学年度末とする。

2 定年に達した教職員については、別に定める再雇用に関する規程に基づき、再雇用すること ができる。

(退職願)

第30条 教職員が退職しようとする場合は、少なくとも 30 日前までに退職願を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(解 雇)

- **第31条** 教職員が次の各号の一に該当する場合には、30 日前に本人に予告し、予告しないときは 平均賃金の30日分の手当を支給して、解雇することができる。
 - (1) 勤務状態が著しく不良で、職務を遂行しないとき。
 - (2) 精神又は身体の障害のため、職務を遂行できないとき。
 - (3) 理事長がその職務に必要な適格性を欠くと認定した場合。ただし、教育職員にあっては 教授会の意見を聴くものとする。
 - (4) 学校経営上、過員を生じたとき。ただし、割増し退職金を支給する。

第7章 給与及び退職金

(給 与)

第32条 教職員の給与は給与規程による。

(退職金)

第33条 教職員の退職金は退職金規程による。

第8章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第34条 教職員が次の各号の一に該当するときは、表彰することができる。

- (1) 永年勤続して功労があったとき。
- (2) 評価に値する顕著な功労があったとき。

(表彰の方法)

第35条 表彰は賞状を授与し、賞品又は賞金を贈る。

(徽 戒)

第36条 教職員が次の各号の一に該当するときは懲戒する。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 破廉恥な言動(セクシュアルハラスメントを含む)により、本学の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 職務を怠り、業務に支障を生じさせたとき。
- (4) 暴行又は脅迫により業務の遂行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく、又は虚偽の理由により、しばしば欠勤、遅刻、早退、その他職務を離れたとき。
- (6) 故意又は重大な過失により、本学に重大な損害を与えたとき。
- (7) 第6条第1項各号の提出書類に、虚偽の記載があったとき。
- (8) 第5章服務規律に違反、その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第37条 懲戒は次の区分によって行う。

(1) 訓 戒

始末書を提出させ、理由を示して戒める。

(2) 減 給

始末書を提出させ、給与月額の10分の1以内を3か月を限度として減じる。

(3) 諭旨解雇

訓戒を与え、自己退職の形式で解雇する。

(4) 懲戒解雇

理事会の議を経て、予告期間を設けず即時解雇し、行政官庁の認定を受けた場合は、退職 金は支給しない。

(賠償責任)

第38条 教職員は、故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、損害賠償の責を免れない。

第38条の2 表彰及び懲戒は、行吉学園賞罰委員会の審議による答申に基づき理事長が行う。

2 賞罰委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 安全、衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第39条 教職員に対しては、安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(健康診断)

第40条 教職員に対しては、採用時及び毎年定期に健康診断を行う。

2 教職員は、毎年定期に行う健康診断を受けなければならないものとする。

(出勤の禁止)

第41条 教職員が感染症(学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症をいう。)又は勤務のために悪化するおそれがある疾病にかかった場合は、出勤を禁止することがある。

(災害補償)

- **第42条** 教職員は業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は速やかに届出なければならない。
- **2** 教職員が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、法令の定めるところにより補償を行う。

第10章 変 更

(改正の手続)

第43条 理事長は、教職員の過半数を代表する者の意見を聴取し、意見を記した書面を作成のうえ、この規則を変更することができる。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成12年10月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。 **附則**
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成22年6月30日から施行する。 附 則
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。 **附 則**
- この規則は、平成26年4月1日より施行する。

行吉学園再雇用に関する規程

- **第1条** 就業規則第29条第1項第5号の規程により定年に達した専任の教育職員について、 次に揚げる者は、特任教員として再雇用することができる(以下、この者を「特任教員」と いう。)
 - (1) 教学上特に必要と認められる者
 - (2) 本学に対し特に功労があったと認められる者
- 2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。
- 第2条 就業規則第29条第1項第5号の規程により定年に達した専任の事務職員、技術職員、 労務職員は、嘱託として再雇用することができる(以下、この者を「嘱託職員」という。)
- 2 嘱託職員の勤務条件は、原則として専任職員に準ずる。
- 3 嘱託職員の給与条件は、その都度理事長がこれを決定する。
- 4 嘱託職員は定期昇給せず、退職金も支給しない。ただし、賞与は支給する。
- **5** 嘱託職員の再雇用の期間は原則として1年とする。ただし、必要と認められた場合は、5 年を限度としてその期間を延長することができる。
- 第3条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(定年延長に関する経過措置)

平成 12 年 3 月 31 日現在、次表の年齢に該当する職員については、定年延長の上限を次の通りとし、「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」を適用するものとする。

平成 12 年 3 月 31 日現在の年齢	74 歳	73	72	71	70	69	68
定年延長の上限年齢	75 歳	74	74	73	73	73	72

2 「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」は廃止する。

行吉学園特任教員規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学の特任教員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 特任教員とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 就業規則第29条第1項第5号により、定年に達した専任の教育職員のうち再雇用する者 (以下「第1号特任教員」という。)
 - (2) 新たに採用する教育職員のうち、特定の教育又は研究に従事することを目的に理事長が 特に任命する者(以下「第2号特任教員」という。)
 - (3) 専任の教育職員(任期を有する者を除く)のうち、本人から定年前に特任教員への発令を申し出た者で理事長が特に任命する者(以下「第3号特任教員」という。)
- 2 前項第3号に定める本人からの申し出は、定年退職日前5か年度の期間を限度とする。

(身分・職名)

- 第3条 特任教員は専任教員とし、日本私立学校振興・共済事業団の加入者となることができる。
- 2 特任教員の職名は、次のとおりとする。
 - (1) 特任教授
 - (2) 特任准教授
 - (3) 特任助教
 - (4) 特任講師

(契約期間等)

- 第4条 特任教員の契約期間及び定年は、次のとおりとする。
 - (1) 第1号特任教員及び第2号特任教員の契約期間は、1年とする。
 - (2) 第1号特任教員の契約は、満72歳を限度として更新することができる。
 - (3) 第2号特任教員の契約は、3年を限度として更新することができる。ただし、満70歳を 超えて任用することはできない。
 - (4) 第3号特任教員は、満70歳に達した日の属する学年度末をもって定年とする。
 - (5) 理事長が特に必要があると認めた場合は、本条に規定する更新限度を超えて任用することができる。

(任用手続き)

- 第5条 任用の手続きは、「行吉学園教員任用に関する内規」による。
- 2 第1号特任教員及び第2号特任教員は、労働契約を締結するとともに、辞令を交付する。
- 3 第3号特任教員は、辞令を交付する。
- 4 前第1項及び第2項の手続きは、任用更新の場合にも適用する。

(勤 務)

- 第6条 特任教員の勤務は、次のとおりとする。
 - (1) 出勤日数は、週3日以上とする。
 - (2) 授業担当時間数は、年間を平均して1週間につき4コマ以上とする。
 - (3) 教授会の構成員とはならない。

但し、大学院担当者については研究科委員会の構成員とする。

なお、第2号特任教員にあっては、学長又は学部長から出席要請があった場合には教授会に出席し、意見を述べることができる。

- (4) 原則として、部局長・部科長、専攻・学科等の役職及び各種委員会の委員に任命されない。 但し、第2号特任教員にあっては、所掌する特定業務に関連する役職及び委員に任命されることがある。
- **2** 外国人である特任教員にあっては、前項の規定にかかわらず、雇用契約書の定めるところによる。

(給与等)

- 第7条 特任教員に支給する給与は、次のとおりとする。
 - (1) 基本給

第1号特任教員及び第3号特任教員の基本給は、特任教員に任命される直前の基本給の 60%とする。但し、勤務条件等により加算することがある。

第2号特任教員の基本給は、勤務条件等を勘案し、理事長が決定する。

- (2) 賞与及び手当等
 - 賞与及び手当並びに給与の支給方法等については、「行吉学園給与規程」による。
- (3) 増担手当の特例

特任教員に係る増担手当については、「専任教員の基準コマ数に関する規程」第2条第2項の規定にかかわらず、4コマを超えるコマ数に対して支給する。

(退職金)

- 第8条 第1号特任教員及び第2号特任教員に対しては、退職金は支給しない。ただし、「行吉 学園教職員退職金規程」第9条の規定を準用し、功労金を支給することがある。
- 2 第 3 号特任教員に対しては、行吉学園教職員退職金規程により退職金を支給する。ただし、 任命される直前の標準俸給月額が退職時の標準俸給月額より高い場合は、その差額について退 職金財団支給規程に基づいて特任教員となるまでの期間に対応する退職金を算出し加算する ことができる。

(個人研究費等)

- 第9条 特任教員に対する個人研究費は、「行吉学園個人研究費規程」第3条に定める金額の半額とする。
- 2 特任教員には、「行吉学園研究旅費規程」第2条に定める金額を支給する。

(諸規程の準用)

第 10 条 この規程に定めない事項については、行吉学園並びに大学・短期大学の諸規程を準用する。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に特任教員である者については、第2条第1項第2号及び同条第2項、 第4条第3号並びに第6条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の規定による。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(a) 地域栄養系: 栄養学を中心に、運動・福祉と連関させた「健康」に横断的な思考を持って関与できる研究者

					履修	時期	
		履修科目名	単位	1年次		2年	次
				前期	後期	前期	後期
		健康栄養学概論	2	2			
	基礎科目	食品機能・加工学特論	2		2		
		食品学特論	2		2		
		健康科学特論	2		2		
専	再 健康科学領域	給食経営管理特論	2	2			
門		社会福祉特論	2	2			
科	食文化科学領域	栄養衛生学特論	2			2	
	実践栄養科学領域	予防栄養学・医学特論	2			2	
	大成木餐杆于原城	臨床栄養学・医学特論	2		2		
市	田冷図式日	食品・臨床分析学演習	1		1		
専門演習科目		運動・機能生理学フィールドワーク	1			1	
研究科目健康栄養学特別総合研究					1	0	
		合計	30	6	9	5	10

(b) 地域栄養系: 生活に密着した栄養・運動習慣・精神面のサポートを連関して指導できる高度な専門的職業人

					時期		
		履修科目名	単位	1年次			三次
				前期	後期	前期	後期
		健康栄養学概論	2	2			
	基礎科目	栄養生理学・疫学特論	2		2		
		分子栄養学特論	2	2			
		健康科学特論	2		2		
専	健康科学領域	給食経営管理特論	2	2			
門		社会福祉特論	2	2			
科	食文化科学領域	食生活特論	2			2	
目	実践栄養科学領域	スポーツ栄養学特論	2		2		
	大成木養杆子原敬	予防栄養学・医学特論	2			2	
専	門演習科目	臨床栄養管理学フィールドワーク	2			2	
,	研究科目健康栄養学特別総合研究				1	0	
		合計	30	8	6	6	10

(c)国際栄養系: 発展途上国や先進国における食文化と疾病の研究・調査など、 世界を舞台に活躍できる国際的な視野をもつ専門的職業人

					履修時期		
		履修科目名	単位	1年次		2年次	
				前期	後期	前期	後期
		健康栄養学概論	2	2			
	基礎科目	栄養生理学・疫学特論	2		2		
		分子栄養学特論	2	2			
	健康科学領域	健康科学特論	2		2		
専		栄養衛生学特論	2			2	
門		国際栄養学特論	2		2		
科		食生活特論	2			2	
目目	字 味 学 美 到 学 領 域	予防栄養学・医学特論	2			2	
実践栄養科学領域		臨床栄養学・医学特論	2		2		
専	門演習科目	国際栄養フィールドワーク	2			2	
研究科目健康栄養学特別総合研究			10		1	0	
		合計	30	4	8	8	10

健康栄養学研究科健康栄養学専攻 修了までのスケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		ガイタ 研究 i	 ばンス 課題の決定 										
	学 生		文献等によん 先行研究の			フィールト・ワー (希望者)							
				研究計	├画の立案・デ	ータの収集の	と解析						
1年次	研究指導教員	履修指導											
	研究科委員会		研究指導 教員の決 定	研究計画 の作成指 導									
	学	デー	-タの収集と触	禪析 □							僧	 	修
	学 生						b				植	討発表	士 課 報
					中間発表	フィール・ワー (希望者)			修士論	文の作成・提	出	論文審査 最終試験	修士課程修了
2年次	研究指導教員				研究の進 捗状況の 確認、指 導			論文作成指導 論文審査に向 けての指導					
	研究科委員会				論文審査に 向けての研 究遂行の確 認と指導						審査委員 の選出	最終審査 審査委員 会の報告	修士学位 の判定

神戸女子大学学位規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の規定に基づき、神戸女子大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の授与要件)

- 第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。
- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。
- 3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文(以下「博士論文」という。)を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する。

(専攻分野の名称)

- **第3条** 学士の学位を授与するにあたっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- **2** 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記する ものとする。

(学位授与の申請)

- **第4条** 大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。
 - (1) 修士の学位授与の申請にあっては、修士論文および論文の要旨
 - (2) 博士の学位授与の申請にあっては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書
- 2 第2条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項 に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料80,000円を添えて学長に提出するものとする。
- **3** 学位論文は1編とし、修士論文は3部、博士論文は3部提出するものとする。 なお、参考として他の論文を添付することができる。
- 4 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

(学位論文の審査)

第5条 学長は、前条の規定により学位授与の申請があったときは、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。) に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

(審査委員会)

- **第6条** 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会(以下 「審査委員会」という。)を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員3名以上で構成するものとする。ただし、 必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この 場合、研究科長は研究科委員会の意見を聴くことができる。
- 3 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。

- 4 試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験 により行う。
- 5 前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第7条 (削除)

(学力の確認)

- **第8条** 第2条第3項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口頭試験により行うものとする。
- 2 大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学した ときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、学力の確認を免除することが できる。

(審查期間)

- **第9条** 第2条第2項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間中 に終了しなければならない。
- **2** 第2条第3項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した 日から1年以内に終了しなければならない。

(審査の結果の報告)

- **第10条** 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる 書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。
 - (1) 修士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果
 - (2) 博士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

(学位授与の決議)

- **第11条** 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、 議決しなければならない。
- 2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位の授与を決議するときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- **4** 研究科委員会が第1項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

(学位の授与)

- 第12条 学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。
- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を 授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(博士論文の要旨の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に その博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなけれ ばならない。

(博士論文の公表)

- **第15条** 博士学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に本学の協力を得て その博士論文の全文をインターネットにより公表しなければならない。ただし、当該学位を授 与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の 全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。
- **3** 学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

第16条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

- **第17条** 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、 学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。
 - (1) 不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) その名誉を汚す行為があったとき。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までとする。

(改正)

第19条 この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり 教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

別表第1(第3条第1項製係)

学士の学位に付記する専攻分野

学 部 名	学科・専攻・課程	専攻分野の名称
	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
文 学 部	神戸国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
医尿油瓜子司	健康スポーツ栄養学科	栄 養 学
家政学部	家 政 学 科	家 政 学
多 以 子 司	管理栄養士養成課程	栄 養 学
看護学部	看 護 学 科	看 護 学

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研究科名	専 攻	専攻分野	野の名称	
如 允 符 名	専	修士	博士	
	日本文学専攻	日本文学	日本文学	
文学研究科	英文学専攻	英 文 学	英 文 学	
人子如九科	日本史学専攻	日本史学	日本史学	
	教育学専攻	教 育 学	教 育 学	
字母学证如到	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学	
家政学研究科	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学	
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	_	

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。(博士課程新設に伴う改正)

附則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年9月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、別表第2の表中「英文学専攻」「博士課程」欄の「英文学」については、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項については、平成4年3月31日から適用する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。(社会福祉学科設置に伴う改正)

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。(別記様式第 1 (学士の学位記)変更に伴う改正)

附則

この規程は、平成18年2月23日から施行する。

別記様式第2 (博士前期課程修了の学位記)

別記様式第3 (博士後期課程修了の学位記)

別記様式第4 (博士の学位記) の変更に伴う改正

附則

- 第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行日から平成21年3月31日までの3年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学科・	・専攻・課程	専攻分野の名称
	文学科	国文学専攻	国 文 学
	人子件	英文学専攻	英 文 学
文 学 部	史	学 科	歴 史 学
	教	育 学 科	教 育 学
	社 会	福祉学科	社会福祉学
家政学部	家」	攻 学 科	家 政 学
多以子司 	管理栄	養士養成課程	栄 養 学

附則

- 第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 第2条 この規程の施行日から平成24年3月31日までの3年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 · 課 程	専攻分野の名称
	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
文 学 部	神戸国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	健康福祉学科	社会福祉学
家政学部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1(学士の学位記)

号	第
神戸女子大学長 ⑩	
平成 年 月 日	ΣĮŽ
	授与する
本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を	本学を卒業
本学の○○学部○○学科所定の課程を修め	本学の〇〇
年 月 日生	
氏名	
学位記	

別記様式第2 (博士前期課程修了の学位記)

第 号 神戸女子大学長 啣	平成 年 月 日	(○○)の学位を授与する	論文の審査及び最終試験に合格したので修士	前期課程において所定の単位を修得し学位	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程	年月日生	氏 名	学位記
---------------	----------	--------------	----------------------	---------------------	---------------------	------	-----	-----

別記様式第3 (博士後期課程修了の学位記)



別記様式第4 (博士の学位記 論文博士)

別記様式第5 (修士課程修了の学位記)

第
神戸女子大学長 郇
平成 年 月 日
授与する
最終試験に合格したので修士(○○)の学位を
おいて所定の単位を修得し学位論文の審査及び
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程に
年月日生
氏名
学位記

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院健康栄養学研究科(以下「本研究科」という。)における必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

(学修計画)

- 第3条 各学生につき指導教員を定める。
- 2 本研究科の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画 書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(履修方法)

第4条 本研究科の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を30単位以上 修得しなければならない。

(履修認定)

- 第5条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目 担当教員が行う。
- 2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。
- 3 成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80 点以上	優	
70 点以上,80 点未満	良	合格
60 点以上,70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第6条 修士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程(以下「学位規程」という。)第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第6条に定める 審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

(試験の方法)

第7条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

- **第8条** この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。
- 2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更するこ

とができる。

(規程の改廃)

- **第9条** この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり 研究科委員会の意見を聴くことができる。
- **2** 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。